福彩支援ニュース 第36号 2022.2

発行:福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)

ウェブサイト http://fukusaishien.com/
電子メール apply@fukusaishien.com
郵便振替口座番号 00130-7-550500　郵便振替口座名:福彩支援

【連絡先】
吉廣慶子(みさと法律事務所)　341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F　みさと法律事務所　tel:048-960-0591　fax:048-960-0592
北浦恵美　tel:04-2943-7578　fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は apply@fukusaishien.com へご連絡を!

判決期日が決定！

速報！

4/20(水)11:00 開廷

福島原発さいたま訴訟は、9月22日第40回期日で結審、判決期日は追って指定、とされましたが、ようやく、

判決期日が4月20日(水)午前11時~

と指定されました。

7年半に及んだ審理に判決が言い渡されます。裁判所が原告らの訴えに真摯に応える、正義の判決が出されることを期待します。多くの皆様と一緒にこの判決を見届けたいと思います。

ぜひ、傍聴においでください！

マスク着用をお願いします。

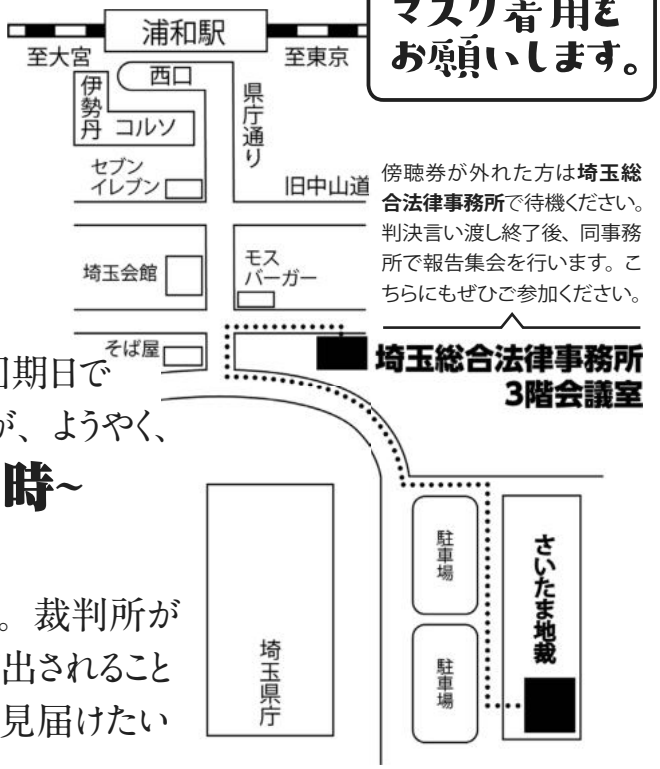

傍聴券が外れた方は**埼玉総合法律事務所**で待機ください。判決言い渡し終了後、同事務所で報告集会を行います。こちらにもぜひご参加ください。

★開廷時間の**30分前**に
傍聴整理券配布が締め切られます。それより前にさいたま地裁B棟前にお集まりください。

「FUKUSIMAはおわっていない」シンポジウム

開催決定！

3/6(日)13:00開場

時間:13:30～17:30
会場:早稲田大学　国際会議場　井深記念ホール
※詳細はチラシをご覧ください。

控訴審に向けて～訴訟費用支援カンパのお願い

全国で行われている原発避難者訴訟は控訴審・上告審へと進んでいます。本訴訟も、来るべき控訴審に原告の皆さんが共に進めるようにそして、現在まで無償で働いてくださっている弁護団が充分に活動できるよう、このたび訴訟費用支援カンパを募集することにしました。詳細は同封の「訴訟費用支援カンパのお願い」をご覧ください。

第40回期日（9/22）結審報告

福彩支援事務局

福島原発さいたま訴訟支援の皆さま、ご報告が遅れてしまったこと申し訳ありません。9月22日の第40回期日では、コロナ対策で削減されて傍聴席17席をすべて満たし、5名の抽選もれが発生してしまうほど多数のご参加をいただき、本当にありがとうございました。結審を予定された当日の法廷においては、提出された書面等の確認の後、原告側からは、代理人の吉廣弁護士より、原発事故というあってはならない事故を引き起こした被告東電と国の事故発生にかかわる責任のありようについて、要点を明確に整理した総括的な意見陳述があり、続いて代理人の坂下弁護士より避難者が避難の過程で強いられた様々な苦難と困難について、重要な観点ごとに整理された事例を交えて、補償の必然性が示されました。特に、最近の東電代理人による避難者蔑視ともとれる悪意に満ちた主張に対して、強い抗議の意思が語られました。（以下の本文参照）。

公判終了後、弁護団と傍聴者と原告らは、埼玉総合法律事務所3Fに移動し、ようやく結審を迎えて記者会見と報告集会を開きました。原告側の意見陳述は以下の通りです。

結審を終えての弁護団の声

避難者対策に見る東電の変節

坂下　裕一

福島第1原発事故の被害者に対する損害賠償について、東京電力は2014年1月15日に、「最後の1人まで賠償貫徹」「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」「（原子力損害賠償紛争解決センターによる）和解仲介案の尊重」という「3つの誓い」を掲げました。これは今でも、東京電力のホームページに掲載されていますから、「誓い」は取り下げられていないということです。

しかし、最近になり東京電力は、被害者の請求に対し、「すでに賠償金は支払済み」という主張を強めています。それどころか、被害者らが東京電力に賠償を求める裁判において、「避難指示が解除されていなくても避難所からアパートに転居したから避難は終了した。」「個人的な事情による転居なのにそれを原発事故による避難だと言って賠償金を受け取った。」「紛争解決センターが被害者へ十分な証拠も求めず損害の立証もないのに東京電力へ賠償金の支払いを求めた。」などと、「3つの誓い」の内容を公然と否定するかのような主張を繰り広げるに至っています。原発事故の被害者の方々にとり、原発事故は収束などしていませんし、被害回復も未だ道半ばです。それなのに、東京電力のこのような態度の豹変により、被害者の方々はさらなる精神的な苦痛を受け続けることとなっております。

原発事故から11年が経過しようとしていますが、世間の注目が離れ、風化の恐れが生じてきていることは否めません。東京電力は、このような世間の状況もふまえて、今回のような不誠実な対応を敢えてしてきていると考えざるを得ません。風化させないような取り組みの重要性を感じます。

◆◆◆◆◆◆

7年の1審裁判を闘って

荒木　真名

平成26年6月18日の第一回期日から約7年、原告の皆さんにとっては、本当に長い闘いだったかと思いますが、令和3年9月22日に遂に第一審の口頭弁論が終結しました。

この間、傍聴に駆け付けてくださった皆様方を含め、沢山の方から多大なご支援を頂きました。深く感謝いたします。

私は、訴状作成の段階から関わらせて頂き、産休・育休から復帰した後は、主に責任論の書面作成を担当させて頂きました。

責任論において当弁護団の主軸となる主張は、「『長期評価』に基づく想定により、遅くとも2002年末頃までには、主要建屋の敷地高さを超える津波の襲来が予測されていたにもかかわらず、被告国は、適時、かつ適切に規制権限を行使することを怠った」というものです。

この点について、私たちは、様々な観点から主張、立証を繰り返し行ってきました。

これに対し、被告国は、一貫して、過去約400年の間に起きた既往津波の波源モデルのみを、過去に当該津波地震が起きた領域のみに設定する「津波評価技術」を盾に、主要建屋敷地高さを超える津波の予見可能性は困難であったと主張しています。

このような被告国の主張に対しても、様々な観点から反論を繰り返してきたところです。

当弁護団の責任論にかかる主張・反論の概要は、これまでの福彩支援ニュースにも記載いただいたところです。

福島第一原発設置段階から、被告東電は、経済合理性を優先し、人命を軽視し、被告国もそのような被告東電の対応を放置し続けてきたことが、様々な証拠から明らかとなり、責任論の書面を作成しながら、そのような証拠に触れ、何度も唖然とさせられました。被告国も東電も、本訴訟に至っても、そのような過去について反省するどころか、自らの正当性を主張し続けています。

全国の弁護団で主張や証拠を共通にして戦うという大原則はありますが、埼玉では、他の弁護団に頼りきるのではなく、埼玉オリジナルの主張を何度も提出してきたところです。様々な弁護団会議等に参加して常に最新の情報を収集し、主張や提出証拠に漏れがないかどうかの確認を繰り返し行っています。

まだ第一審が終わったばかりです。私たちの主張が裁判所に認められるよう、引き続き、各弁護団員が気を引き締めて取り組んでいきたいと思います。

代理人意見陳述

2021年9月22日　福彩訴訟第 40 回期日

平成26年（ワ）第501号　損害賠償請求事件
原告　　29世帯96名
被告　　国　外1名
令和3年9月22日
さいたま地方裁判所第2民事部　御中

原告ら訴訟代理人
弁護士　吉廣　慶子

1　はじめに 本件においては、2002年以降、福島第一原発が、技術基準省令62号4条1項の「想定される津波により損傷を受けるおそれ」が客観的にあった（技術基準不適合）にもかかわらず、経済産業大臣（以下「経産大臣」という）において、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を行使しなかったことの違法性が問われています。

原告らは、客観的かつ合理的な根拠に裏付けられた科学的知見である「長期評価」に基づく想定により、遅くとも2002年末頃までには、主要建屋の敷地高さを超える津波の襲来が予測されたにもかかわらず、十分な防護措置が講じられていなかった福島第一原発は、同項の「原子炉の安全性を損なう恐れがある場合」に該当したにもかかわらず、規制権限を適時、かつ適切に行使しなかった被告国の対応が違法であると主張しています。

2　長期評価には、客観的かつ合理的根拠が認められ、省令62号4条1項の「想定される津波」の該当性を基礎づける科学的知見であり、経産大臣には、技術基準適合命令を発する要件が満たされていたこと

（1）被告国の規制権限行使の可否

被告国の、規制権限不行使の違法性を論じる前提として、被告国に規制権限が存在すること、つまり被告国の規制権限の発動要件が満たされていたことを確定する必要があります。

この点について、被告国は、「原子炉施設の敷地高さを、想定される津波高さより高く設定すべきこと」は基本設計の内容をなすものであるところ、原告らの主張する津波対策は、いずれも基本設計に関する事項であって詳細設計事項ではないから、原子炉の運転段階における規制対象とはならず、国は規制権限を有していなかったと主張します。

しかし、敷地高を超える津波に対する安全対策については、国が規制権限を有していなかったなどという、この被告国の主張は誤りです。本件同種の生業控訴審判決は、このような被告国の主張につき、原子力法制全体に通底する趣旨目的に照らして不合理であると排斥し、自らの職責の存在をそもそも否定しようとする被告国を断罪しています。これはまさに、原告らが本訴において主張する、ご都合主義的な被告国の主張への批判そのものです。
(原告第31準備書面、第39準備書面、第43準備書面、第68準備書面、第102準備書面、第106準備書面、第112準備書面)

（2）被告国の技術基準適合命令の発令権限の存否

以上を踏まえ、具体的に本件において、長期評価の知見に基づき、福島第一原発の津波対策について、被告国は技術基準適合命令を発令する権限があったかどうかを検討します。

この点原告らは、被告国の規制権限を基礎づける知見（すなわち予見可能性の対象として考慮すべき知見）のレベルにつき、客観的かつ合理的根拠のある知見であれば足りるとした上で、「長期評価」は科学的に客観的かつ合理的根拠のある知見であることから、「長期評価」の津波地

震の想定は福島第一原発が省令62号4条1項の「想定される津波により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」に当たるかを検討する際考慮する知見であるとして、長期評価の知見によれば、2002年末以降、経済産業大臣は福島第一原発に対する技術基準適合命令の発動権限を有していたと主張しています。

これに対して、被告国は、規制権限を基礎づける知見のレベルにつき、「審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠により裏付けられた知見」である必要があるが、「長期評価」はそのような知見ではなかったとして、規制権限の発動要件を満たしていなかったと主張しています。

そこで、被告国の規制権限の存否を検討する前提として、まず、被告国の原子力規制の権限行使を基礎づける科学的知見のレベルをどのように理解すべきかが問題となります。

ア 予見可能性の対象として考慮すべき知見のレベル

この点、伊方原発最判は、科学技術が不断に進歩、発展していることを前提に、万が一にも重大事故が発生しないようにするため、最新の科学技術水準へ即応した規制を行う必要があることを強調しています。裁判例は、客観的かつ合理的根拠のある科学的知見については、これを適時原子力の安全規制に取り入れることを国に求めているといえます。

「客観的かつ合理的根拠のある科学的知見」は、積極的に原子力安全規制に取り入れられるべきであり、生業訴訟の原判決、同控訴審判決、松山地裁判決など多数の判決が、原告の主張と同様の見解に立っています。

（原告第33準備書面、第76準備書面、第102準備書面、第105準備書面）

イ「長期評価」は客観的かつ合理的な根拠を有する科学的知見といえること

このような整理を前提とした上で、次に、被告国の技術基準適合命令の発出権限を基礎づける知見として、「長期評価」の見解が、客観的かつ合理的根拠を有する知見と言えるか、検討する必要があります。

原告らは、この訴訟を通じて、「長期評価」が客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であることを、概ね以下の根拠から主張し続けてきています。

①　まず、「長期評価」の策定に際しては、地震調査委員会、長期評価部会、海溝型分科会等の重層的な審議プロセスを経て、その各段階において、それぞれ地震学の専門家集団による度重なる審議・判断が行われています。
（原告第25準備書面、第52準備書面、第90準備書面、第91準備書面）

②　また、「長期評価」は、日本海溝沿いの領域に発生しうる津波地震を想定する際、明治三陸地震の断層モデルを参考にする旨指摘していますが、島崎氏、今村氏、阿部氏も述べるとおり（甲A84, 甲A194、甲A234）、平成14年当時、延宝房総沖地震や慶長三陸地震の波源モデルが正確に把握されていなかったという状況からすれば、このような方法には十分な合理的根拠が認められます。
（第105準備書面）

③　「長期評価」の信頼性について、長期評価は、「日本海溝寄りのどこでも津波地震が起り得る」として、陸寄りと海溝寄りを区別し、南北で津波地震の発生領域を分けておりません。日本海溝沿いの領域のどこでもM8以上の津波地震が発生する、とした長期評価の領域区分の合理性は、津波地震は世界的にも「海溝軸寄りのプレート境界の浅いところで発生する」という知見は既に当時、確立した知見となっていたこと、日本海溝寄りは南北を通じて太平洋プレートが北米プレートに同様の形状で沈み込む同一の構造にあったこと、日本海溝の内壁直下に、ほぼその領域でしか見られない「低周波地震ゾーン」があることが確認されており（甲A121号証の2）、低周波地震ゾーンの右側の境界線が海溝軸付近に相当すること、現実にも、過去に日本海溝沿いの北部でも南部でもM8を超える巨大な津波地震が発生したこと、などから十分に認められます。

これに対し、被告国は、「既往地震が確認できない領域に地震を想定することができるのは、既往地震のメカニズムが特定され、そのメカニズムを踏まえて同一性、近似性（地震地体構造の同一性）が認められる場合に限られる」などとし、谷岡・佐竹論文（丙ロ61）や鶴論文（丙ロ62）を挙げて、2002年当時、津波地震は付加体が存在する特殊な海底構造で発生する特殊な地震という考え方が専門家の間で支配的であったところ、福島沖には付加体の存在が確認されておらず、三陸沖と福島沖では海底構造に同一性が認められなかったから、福島沖では明治三陸地震と同様の地震が発生するとは考えられていなかった、などと主張しています。

しかし、まず、「メカニズムの解明を踏まえた『地震地体

構造の同一性』の考え方」は被告国がその論拠も示さずに、本訴最終盤に至り主張するに至った独自の見解であり、当時の地震学者の共通の認識に反するものです。

被告国も認めるとおり、「長期評価」策定当時も今も、津波地震の発生メカニズムは解明されていないため、津波地震の発生メカニズムを基礎とした発生予測にも合理的根拠がないために、海溝型分科会では付加体説は採用されませんでした。特殊な海底構造（付加体など）と津波地震の発生とを関連付ける見解は、津波地震の発生メカニズムの解明に向けて提唱されていた仮説の一つにとどまり、国として地震の発生予測をする根拠としては採用できないとされていたのです。そもそも、世界的に見ても、付加体の存在しない海溝寄りでも津波地震の発生が確認されていました。鶴論文（丙ロ62）で提起されていた仮設は、今村・佐竹・都司氏らによる延宝房総沖津波地震についての具体的な調査とシュミレーション（甲A125）により明確に否定されていました。さらに、谷岡・佐竹論文（丙ロ61）は、明治三陸沖地震という個別の地震に関する検討結果に過ぎず、他の津波地震にもあてはまるかは調査していないと明言されており、佐竹氏はこの点繰り返し証言しています。被告国側の職員として「長期評価」の策定に携わった濱田信生氏も、当時付加体説が大勢を占めていたという被告国の主張を否定しています（甲A253）。以上から、2002年当時、「付加体説」が支配的な考え方であったから、福島沖には津波地震の発生が想定できなかったという被告国の主張が事実に反することは明らかです。

（原告第25準備書面、第51準備書面、第52準備書面、第85準備書面、第90準備書面、第95準備書面、第102準備書面、第105準備書面、第106準備書面、第107準備書面、第112準備書面、第113準備書面、第116準備書面、第118準備書面）

④　また、被告国は、「長期評価」に対しては、多数の専門家が懐疑的な評価をしているなどとして専門家の意見書を提出していますが、これらの意見書は、長期評価の示した知見が当時の学界の統一的見解ではなかったから規制に取り入れなくてもよかったという本訴当初の被告国の主張に沿う証拠として、作成されたものに過ぎず、長期評価の科学的合理性が論点となった今、被告国の主張に沿う意見書ではありません。これら意見書の作成者のうち、佐竹、津村、松澤、谷岡、笠原の各氏は、「長期評価」の作成過程に参加した委員であり、策定当時は、「長期評価」の結論を支持し、公表に異論を述べていませんでした。今村、首藤氏など、地震の発生領域についての理学的な専門的知見を有していない、工学分野の専門家です。以上の通り、被告国の提出した「意見書」は、到底「長期評価」の津波地震の発生予測にかかる知見の信頼性を否定できるようなものではないのです。

（原告第25準備書面、第51準備書面、第52準備書面、第85準備書面、第90準備書面、第92準備書面、第102準備書面、第105準備書面、第113準備書面、第118準備書面）

⑤　ささらに、被告国は、政府の中央防災会議（日本海溝・千島海溝専門調査会や北海道WG）も、「長期評価」の見解を採用していないと、これを「長期評価」の合理性を否定する根拠として挙げています。しかしそもそも中央防災会議の議論は、「科学的評価」とは次元を異にし、一般防災のために支出しうる財政的な制約を考慮して、事務局提案によって、繰り返し起きる巨大地震のみが防災対象としたに過ぎません（甲A157）。この点は、被告国（気象庁）の地震予測担当職員である濱田氏も同様の見解を述べています（甲A253）。北海道WGで、「長期評価」についての意見集約など行われたこともありません。被告国の主張には全く理由がありません。

（原告第25準備書面、第52準備書面、第102準備書面、第107準備書面、第110準備書面、第113準備書面、第116準備書面）

⑥　被告国は、地震本部が2005（平成17）年に作成した「全国地震動予測図」において「長期評価」が採用されなかったことも「長期評価」の合理性を否定する根拠として挙げています。しかし全国地震動予測図は、地震動の予測図である上、対象とされた地震は、地震動評価のための手法の高度化を目的として、発生予測の信頼性とは無関係にたまたま選ばれた地震に過ぎません。そのため、発生確率が高く、甚大な被害が想定されている南海トラフの「南海地震」や「東南海地震」ですら、対象となる地震動には含まれていないのです。したがって、全国地震動予測図において「長期評価」の津波地震の発生予測に関する知見が盛り込まれていないことと、「長期評価」の信用性は無関係です。

（第92準備書面、第102準備書面、第116準備書面）

以上を踏まえれば、「長期評価」が示した日本海溝沿いで生じうる津波地震にかかる知見は、客観的かつ合理的な根拠を有する科学的知見であったといえます。

3 規制権限不行使の違法性の司法判断基準

「長期評価」の知見に、原子力規制に取り入れられるべき客観的かつ合理的な科学的根拠が認められるとして、次に、被告国が「長期評価」に基づき想定される津波に対して安全対策を講じるよう、被告東電に対して規制権限を行使しなかったことに違法性が認められるかを検討します。

この点、規制権限の不行使にかかる違法性の判断基準は、最高裁の判断枠組みによれば、①その規制権限を定めた法令の趣旨、目的の検討、②判断対象の時期の特定、③権限不行使に至る規制行政庁の判断過程の特定をしたうえで、その具体的事情の下において合理性を検証することが必要となります。

以下これらの点についての原告らの具体的な主張を説明します。

（1）原子炉施設の安全規制に関する法令の趣旨、目的

原子炉施設の安全性が確保されないときは、周辺住民の生命身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こします。この危険性に鑑み、原子力基本法、炉規法、電気事業法は、上記災害を万が一にも起こさず、国民の生命、身体、財産等を保護することを目的として制定されました。保護利益は国民が平穏な生活を営む上で必要不可欠な、重要な権利です。つまり、原子炉施設の安全規制にかかる各種法令は、その趣旨、目的から、技術基準への適合性を欠き重大事故を発生させる恐れのある原子炉施設がそのまま稼働することなど、到底、許容していないといえ、経産大臣は、地震学上の客観的合理的な根拠を有する科学的知見を踏まえて、適時、かつ適切に規制権限を行使すべき義務があると言えます。

（原告第3準備書面、第5準備書面、第32準備書面、第33準備書面、第68準備書面、第69準備書面、第76準備書面、第102準備書面、第104準備書面、第116準備書面、第120準備書面）

（2）判断対象の時期の特定（津波の予見可能性）

「長期評価」の公表後、被告国が、長期評価の知見に基づき日本海溝沿いに発生が想定される津波地震について、「津波評価技術」の手法によってその規模を推計していれば、遅くとも2002（平成14）年末頃までには、主要建屋の敷地高さ（O.P.+10m）を超える津波の襲来が予見可能になっていました。敷地高さを超えて津波が襲来すれば、防水対策が講じられていないタービン建屋内の重要電源設備が被水し、機能を喪失し、全交流電源喪失から重大事故に至りうることは、溢水勉強会の知見を待つまでもなく当然に想定されていました。したがって、2002年末頃までには、本件原子炉は、省令62号4条1項の「想定される津波により損傷を受けるおそれ」のある状態にあったといえます。

つまり、技術基準適合命令の行使義務は2002（平成14）年末頃には発生していました。

（原告第32準備書面、第102準備書面、120準備書面）

（3）規制権限不行使が問われる被告国の判断

原告らが、規制権限不行使の違法性が問われる被告国の判断として指摘しているのは、2002（平成14）年8月の保安院対応（以下「2002年8月保安院対応」という）であり、この点は、概ね被告国も同様の争点整理をしているものと考えられます。

（原告第56準備書面、第96準備書面、第114準備書面、120準備書面）

（4）具体的事情の下で被告国の規制権限不行使の判断が不合理といえること

この点被告国は、「2002年8月保安院対応」は国の判断として合理的であり、規制権限の不行使に違法性はないと主張しています。

ここにいう「2002年8月保安院対応」とは、具体的には、同年8月に保安院担当者が、被告東電の津波担当者（高尾誠氏）に対して、「長期評価の見解」の地震学上の根拠を確認させ、東電からの報告に基づいて、「長期評価の見解」の信用性は低いとして、決定論に基づく規制に取り入れず確率論的安全評価において取り扱うという被告東電の方針を受け入れた対応を指します。

ア　この被告国の対応の合理性の有無を検討する前提として、原告らは、まず、2002（平成14）年当時の「具体的事情」として次のような事情を主張しています。

（ア）「7省庁手引き」及び「4省庁報告書」の基準

1998（平成10）年、被告国が策定した「7省庁手引き」及び「4省庁報告書」（丙ロ7号証の1、2）においては、一般防災を前提としても、既往最大ではなく「想定最大」を考慮すべきとされ、日本海溝沿いの津波地震については、既往地震の発生領域を含め太平洋沿岸を網羅的に設定することが求められていました。

「万が一にも深刻な災害が起こらないようにする」ことが

求められる原子炉施設においては、一般防災よりもさらに高度の安全性の維持が求められます。上記の通り平成10年の段階では、一般防災においても想定最大の地震・津波を想定した安全対策が求められるようになった以上、原子炉防災でこの一般防災における安全基準以下のレベルでよしとするわけにはいきません。まして、わずか400年の間に発生したことが確認されている既往津波に対して防護できれば十分、と考えるのはあまりに危険です。万が一の原子炉災害の発生を防止するためには、科学的に想定される最大の津波が到来しても原子炉施設が安全であるよう、安全対策を講じる必要がありました。
（原告第4準備書面、第9準備書面、第52準備書面、第120準備書面、第121準備書面）

（イ）被告東電の1998年推計及び同推計の規制行政庁への報告

4省庁報告書の想定に対して、当初は抵抗していた被告東電ら電力会社も、4省庁報告書等に示された「想定される最大規模の地震」を受け入れ、1998（平成10）年10月、被告東電は波源モデルを「太平洋沿岸を網羅するように設定」した津波シミュレーションを実施し（以下、「1998年推計」という。）、通産省に文書で報告しました（甲A108）。
（原告第52準備書面、第120準備書面、第121準備書面）

（ウ）「津波評価技術」は、その策定に際して個別の地震についての検討すら行われていないなど合理性を欠くものであったこと

他方で、被告東電ら電力会社（電事連）は、土木学会に津波推計の誤差を考慮した推計の精密化を委託し、2002（平成14）年2月、土木学会は「津波評価技術」を公表しました。

この「津波評価技術」は、「4省庁報告書」「7省庁手引き」や「1998年推計」の考え方を大きく後退させ、過去約400年の間に起きた既往津波の波源モデルを、当該津波地震が発生した領域に設定するという方式を採用していました。そのため平成14年から遡り400年の間には大きな既往津波の記録がない福島県沖の日本海溝沿いには、波源が設定されず（丙ロ8の2・1、丙ロ8の3・2）、その海域を波源とする津波は評価されていませんでした（甲A84、丙ロ170）。

この結果、当然ながら、被告東電が2002年3月、「津波評価技術」の考え方に基づき実施した推計（以下「2002年推計」という）では、福島第一原発の敷地高さを超える津波の到来は想定されませんでした。

本件訴訟において、被告国は、津波評価技術が、波源モデルの設定領域についても合理性のある科学的知見と判断していたと主張し、被告東電から2002年推計結果とともに、これを踏まえた津波対策の自主的な実施について報告を受けたことによって、調査義務を尽くしたなどと主張しています。

しかし、そもそも津波評価技術を策定した第1期の津波評価部会に対する電事連からの委託の目的は、津波の推計上の誤差をどのように評価すべきか、津波推計手法を検討することにあったことは先に述べた通りです。津波地震の発生領域の予測は、第1期の津波評価部会の検討課題ではなかったため、同部会の波源モデルの設定領域の検討に地震学者が関与したこともなく、個々の津波地震について検討したこともありませんでした。、まして福島県沖の日本海溝寄りにおいて将来発生しうる津波地震については、議論したこともありませんでした。このことは千葉地裁でなされた佐竹健治氏の証言、東京高裁での今村文彦氏の証言等によって繰り返し確認されています。

「津波評価技術」は、その策定メンバーが、被規制者である原子力事業関係者に偏り、公正に選抜されていなかったこと、活動資金を全て原子力事業者が負担していたことなどからも、原子炉の安全規制基準としての適格性など到底認められない、公平性を欠くものでした。被告国自身も、津波評価技術を規制の根拠としていたとは認めていません。
（原告第4準備書面、第9準備書面、第11準備書面、第25準備書面、第44準備書面、第54準備書面、第85準備書面、第102準備書面、第108準備書面、109準備書面、第113準備書面、第116準備書面）

（エ）遅くとも、2002（平成14）年末までには、敷地を超過する津波の襲来が予見可能性であったこと

既に述べたとおり、客観的かつ合理的な科学的根拠を有する「長期評価」の考え方をもとに波源モデルを設定し、その想定地震で生じる津波について、「津波評価技術」の手法により推計を行えば、遅くとも2002（平成14）年末までには、主要建屋の敷地高さ（O.P.+10m）を超える津波の襲来が予見可能性であり、かつ、そのような津波により全交流電源喪失から重大事故に至りうることは当然に想定される状態にありました。

（オ）2002年8月保安院対応には合理性が認められないこと

以上の具体的事情を踏まえたうえで、2002年8月の保安院対応に合理性が認められるかについて以下論じます。

「2002年8月保安院対応」の具体的事実の詳細は、被告国から提出された川原陳述書（丙ロ100）で明らかとなるため、同対応を丙ロ100に基づき、時系列で簡単に整理すると次のようになります。

・2002（平成14）年8月5日、保安院は、「長期評価」の公表を受けて、被告東電の津波担当者から原子力発電所の津波に対する安全性についてのヒアリングを実施した。

その際、保安院側から東電担当者に対し、東北電力にならい福島～茨城沖も津波地震を計算すべきと発言したが、被告東電・高尾氏らから谷岡・佐竹論文（丙ハ61）を説明するなどして40分間くらい抵抗されたため、最終的には、推進本部がなぜそうしたのか、経緯を確認するという宿題を出すにとどめた。

・同年8月7日、被告東電高尾氏は佐竹健治氏にメールを送り、津波評価部会の資料に佐竹氏らの論文が引用されており東電は津波評価部会を尊重しているが、推進本部の津波想定が佐竹氏らの論文と異なっているのはなぜかと、照会した。

・同日、佐竹氏は、当該照会に対して、谷岡・佐竹論文（丙ハ61）は仮説に過ぎず、その信頼性が長期評価を上回るとは考えていないこと、慶長津波、房総沖地震を津波地震とみなしたという部分については佐竹氏を含め、反対意見があったことなどを回答した。（丙ハ100資料④）

・同月22日、被告東電の高尾氏は、保安院に対し、このような佐竹氏の回答につき、「佐竹先生は分科会で異論を唱えたが分科会としてはどこでも起こると考えることとなった」などと伝えた。（丙ハ100, 資料⑥）

高尾氏はこの時、今後の被告東電の対応についても併せて報告したが、これに対し、野田氏は、「はいそうですか。分かりました。」と回答した。

以上が、いわゆる「2002年8月保安院対応」です。

しかし、このような「2002年8月保安院対応」には、その判断に至る過程を含め、次のような問題点があり、既に述べたような当時の具体的な事情に鑑みれば、著しく合理性を欠くことは明らかです。

まず、規制権限を有する被告国が、規制の要否を被規制者である被告東電に確認するなどということは、本末転倒な対応です。誰も自らの意思によらない行為を命令されることは望みません。自主的に対応を望めない被規制者（電力事業者）に対し、周辺住民のために国が必要な安全対策を求めるべき場面があるからこそ、国には規制権限が付与されているのです。

このとき実際にも、被規制者である被告東電は、長期評価の知見を取り込んだ津波対策を講じることに強く抵抗し、長期評価の知見を決定論に取り入れない旨回答しました。その回答の根拠は、単なる学者1人への照会メールのみ。これだけでは、国の防災政策に役立てるため、多数の地震専門家が参集し、多層的な検討を経て策定された地震の長期的な発生予測（長期評価）を否定するだけの根拠にならないはずです。しかも佐竹氏の回答は、長期評価が示した津波地震の発生予測にかかる結論自体を否定するものではありませんでした。

しかるに、被告国の単なる係官に留まる野田氏は、このような被告東電（高尾氏）の不十分かつ不正確な報告を鵜呑みにして、「そうですか、わかりました」といい、それきり、被告国としての独自調査や検討をすることもなく、被告東電から言われたとおり、長期評価を規制に取り込まないでいいやと、「しろうと判断」をしたのです。これが「2002年8月保安院対応」です。

既に述べたとおり、この頃すでに、一般防災の場面においてすら、「想定される最大の地震」を考慮に入れた対策を採るべきとされ、被告東電もこのような考え方に従って「1998年推計」を実施していました。一般防災でもすでに取り入れられていた想定最大の科学的知見を取り入れず、一般防災レベルより科学的知見が後退している「津波評価技術」を前提に原子力規制を行うことは、科学的知見の進展に即時・即応し、最新の科学的知見を取り入れて原子力規制を行い、もって国民の安全を守るという原子力規制の考え方に全く合致しません。全国から著名な地震学者らが参集して取りまとめた最新の知見（「長期評価」の見解）よりも、被規制者である東電からの意見を尊重し、長期評価を規制に取り入れないでもいいと判断した被告国の「2002年8月保安院対応」が、著しく合理性を欠くものであることは明らかです。

このような被告国の規制対応が、2002（平成14）年以降8年半余にわたり被告東電の津波対策先送りの口実とされ、その結果として本件事故が生じて、原告らを含む多数の住民に甚大な被害を及ぼすこととなったのです。被告国（経済産業大臣）の不作為の責任は極めて重いといわなければなりません。

（原告第56準備書面、第96準備書面、第114準備書面、120準備書面）

4 被告国の技術基準適合命令により、被告東電が、安全措置を講じた場合、本件事故を回避することができたといえること

結果回避可能性の論点との関係では、①津波対策は、「防潮堤の設置」に限られるのか、これとともに「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」も講じられるべきか、②経産大臣が2002（平成14）年以降、技術基準適合命令を発した場合、2011（平成23）年3月までに「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」は完成したといえるか、③想定津波を前提とした場合、「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」により本件事故を回避することができたか、④経産大臣が発すべき技術基準適合命令に求められる具体性の程度が大きな争点となっています。

以下順を追って、原告らの主張の正当性について述べます。

①について

被告国は、本件事故前の科学的・工学的知見に照らした場合、敷地高さを超える津波が予見された場合に導かれる対策は、「防潮堤・防波堤等の設置」であり、それ以外の措置が導かれることはないとしています。

しかし、今村氏は、その意見書（丙ロ91）において、「建屋の水密化」もハード面の対策の「代表例」として挙げ、福島第一原発の管理等に関わったGE技術者である佐藤暁氏も「建屋等の水密化」による防護措置の合理性と有効性を認めており（甲A247）、現に、福島第一原発についても本件事故の前後を通じて、水密化措置が検討・実施され、東海第二原発においても2009（平成21）年には建屋の水密化対策が実施されています。また本件事故後の新規制基準も、建屋の水密化による防護措置を求めています（丙ロ60）。

「防潮堤の設置」は、施工に長期間を要し、多額の費用も見込まれ、特に原子炉施設の設置後の事後的な「防潮堤の設置」は、技術的に克服すべき課題が大きいとされています。他方で、「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」は、「配電盤等の重要機器を防護して重大事故を回避する」ことにだけ集中した防護措置であり、時間的にも早期に施工が可能であり、工事費用も防潮堤より少額で済む、という長所があります。

したがって、津波対策は、「防潮堤の設置」に限られるものではなく、これとともに「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」も講じられるべきです。

（原告第45準備書面、第58準備書面、第60準備書面、第99準備書面、第100準備書面）

②について

東芝の技術者として、福島第一原発の設計等に関与した渡辺敦雄氏は、「タービン建屋等の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」措置にかかる工期につき、2年～3年程度を工期として見積もっており、GEの技術者であった佐藤氏も、「重要機器室の水密化」は約半年、「建屋の水密化」は約1年の工期で工事が完成すると証言しており（甲A246）、現に、日本電源が、東海第二原発の建屋の水密化措置を講じた際には、約10か月で施工が完了していました（甲A196）。

つまり、2002（平成14）年末頃以降、経産大臣が適時に規制権限を行使していれば、約1年程度の短期間のうちに「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」の工事を施工することは可能であったといえ、同時期から本件事故に至るまで8年以上の時間的な余裕があったことを考慮すれば、水密化対策が本件津波の襲来に間に合わなかったなどということはあり得ません。

（第32準備書面、第100準備書面、第115準備書面、第125準備書面）

③について

さらに、被告国は、長期評価の知見に基づき東電が推計した2008年推計（甲A77）により想定される津波による浸水深、波圧及び流況が本件事故のそれと異なるとして、2008年推計に基づき結果回避措置が講じられていたとしても、本件津波による結果を回避することはできなかったとしています。

しかし、2008年推計による想定津波の浸水深を前提として、今村氏が援用する推定式を用いて算定すると、この想定津波から推計される動水圧は、本件事故の大きな原因となった1号機タービン建屋東側前面における動水圧を大きく上回っていること、及び本件津波は敷地南側から北側に流れ込む津波による影響が卓越している点、2008年推計による想定津波と大きな差異はないことを前提とすれば、浸水深及びそれにより推定される津波の動水圧について、想定津波と本件津波との間に結果回避可能性を否定する

ほどの大きな差異がないことは明らかです。
（原告第45準備書面、第59準備書面、第60準備書面、第98準備書面、第100準備書面）

④について

被告国は、結果回避措置としての「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」に関して、「加わる津波の波圧や浸水継続時間、津波高さの時間的変化、浸水量の時間的変化等」及びこれらを前提として「具体的にどのような措置」をなすべきか、さらに詳細に原告らにおいて提示すべきであると主張しています。

しかし、原告らは、これまで各準備書面において、「長期評価」に基づいて想定される津波、及びこれに対する「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」の内容について、十分に特定して明らかにしたところです。被告国が求める詳細な技術的な事項については、技術基準命令を受けた被告東電が技術的、工学的（そして経営的）見地から検討・選択すべき事項であり、被告国がそれを特定して命令すべきものではなかった以上、これらの事項についてまで原告らに主張・立証を求める被告国の主張が、「筋違い」といえます。
（原告第58準備書面、第97準備書面、第100準備書面）

なお、被告国は、「建屋等の全部の水密化」という独自の概念を定立し、原告らが、そもそも敷地への津波の浸水を当然の前提として（防潮堤の設置を全く前提とせず）建屋等の水密化のみによる防護を主張していると誤った整理をしていますが、原告らは、「防潮堤の設置」とともに「水密化」措置が求められると主張していることは既に繰り返し明らかにしてきたところです。

これと並び、被告国は、原告らが「建屋等の全部の水密化」のみを主張していると整理し、あたかも原告らが「タービン建屋等の水密化」のみを主張し「重要機器室の水密化」を不要であると主張しているかのように整理していますが、これも原告の主張の理解を誤った整理です。

さらに、被告国は、「防潮堤の設置」をそもそも前提としない「建屋等の全部の水密化」は、防護措置としての確実性がないとも主張しています。

しかし、本件事故の原因は、タービン建屋と共用プール建屋内に設置されていた非常用電源設備等（非常用ディーゼル発電機、配電盤等）が被水し機能喪失したことによって全交流電源喪失（SBO）に陥ったことにあるところ、建屋の駆体部分（外壁）は本件津波に耐えたこと、本件当時、主要な浸水経路となった「大物搬入口」、「入退域ゲート」は、津波対策が全く講じられていなかったにも関わらず相当程度の防護機能を果たしており、仮にこれらの出入口が事前に水密化されていれば、結果を回避するために十分な防護機能が期待できたといえること、地下階への直接の浸水経路となったと想定される「給気ルーバ」については、「津波による損傷は見られない」とされており、事前に水密化措置が講じられていれば、全体として建屋内部への浸水を防ぐことが十分に期待できたこと、仮に一部において建屋内部への浸水が生じたとしても、本件事故当時も建屋内部の間仕切り壁がかなりの防護機能を果たしていた以上、事故前に室内の重要機器室の水密化措置が講じられていれば、さらに十分な防水機能が期待できたこと等からすれば、「防潮堤の設置」がなくとも、「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋の水密化」により、全交流電源喪失に起因する本件事故は回避することができたといえます。
（原告第33準備書面、第115準備書面）

5 国賠法上の違法性の判断枠組みについて

ところで、本訴訟において、被告国は、伊方最判を基に、「原子力規制機関には、運転段階においても、設置許可時と同様に、ⅰ）安全審査等における審査又は判断の基準の設定、及びⅱ）その基準に対する適合性を判断する裁量が与えられており、設定した審査基準等の内容が不合理であるか、又はその基準への適合性の判断が不合理であるといえない限り、予見可能性が認められることはない」との主張を展開しています。

しかし、行政処分の取消訴訟と国賠訴訟では訴訟類型自体異なるうえ、伊方最判の事案は未設置の原子炉についての基本設計に関し「他方面にわたる総合的判断」が求められた事案といえますが、本件は運転段階にあった福島第一原発について平成14年末以降、技術基準省令62号4条1項の「想定される津波によって原子炉施設の安全性を損なうおそれがない」といえるか否かという点に限られるのであり、「原子力工学はもとより、多方面にわたる総合的判断」が求められていたものではありません。しかも、累次の国家賠償請求の最判でも、判断過程審査の判断手法は採用されていません。そもそも伊方最判に従えば、本件において裁判所が審理すべき対象は、保安院の判断自体ではなく、保安院が規制権限行使に関する判断をする際に依拠した「専門家による審議及び判断」の過程自体であるこ

とになりますが、既に述べたとおり、2002年8月保安院対応は、専門家による調査審議を経ることなく、保安院の担当者個人による「しろうと判断」がなされたもので、国としての組織的判断がなされたとは評価できない以上、伊方最判の判断を本件に援用する前提を欠く、といわざるを得ません。（原告第68準備書面、69準備書面、第76準備書面、第93準備書面、第102準備書面、第104準備書面、第111準備書面、第112準備書面、第116準備書面、第120準備書面）

6 提訴してから今日まで、この裁判体で被告らの責任について6年間審理してきました。

これまでの審理によって、被告東電が、津波や地震に関する科学的知見が進展しても、それを本件原子炉の安全対策に取り込むことをずっと嫌がってきたこと、こうした姿勢が被告国にとっても明らかであったのに、被告東電の弁解の口車に丸め込まれ、東電を野放しにして、適切に津波対策を講じるよう命ずることを怠ってきた被告国の不作為がいかに罪深いことであったか、明らかになったと思います。被告国は今もなお、東電の言うなりだった自らの過去を正当化する主張をしていますが、こうした被告国の主張には、証拠の引用に誤りや独自の解釈が多く、いずれの論点においても的外れというほかありません。

被告国の不作為が、国賠法上違法であることはこれまでの審理の結果、既に十分明らかとなったといえます。

平成26年（ワ）第501号 損害賠償請求事件外
原 告 26世帯96名
被 告 東京電力ホールディングス株式会社, 国

代理人意見陳述

2021年9月22日

さいたま地方裁判所　第2民事部　御中

原告ら代理人弁護士　中山　福二
同　吉廣　慶子
同　坂下　裕一

1 被告らが引き起こした福島第1原発の事故より10年半が過ぎました。

福島第1原発が放出した大量の放射線により、極めて広範な地域の汚染がもたらされ、福島県を中心とする地域やその人々に、極めて深刻な取り返しのつかない被害・損害をもたらしました。その汚染地域の広範さたるや、我が国の歴史上かつてなかったものであり、放射性物質が長い半減期を有することから、その汚染状況は極めて長期間に及ぶこととなり、現在も続いています。

この裁判は、この事故によりその原発事故前の生活そのものを失った原告らへ、本当に適正かつ正当な賠償がなされるよう、提起したものです。

2 原告らの全員が請求しているのは、慰謝料です。また、不動産を所有していた原告らは、これに加え、不動産賠償を請求しています。

慰謝料は、有害な放射性物質が、本件事故で大量に放出されたことにより、原告らが、放射能汚染のない環境下で生命身体を脅かされず生活する権利利益を侵害され、さまざまな損害を受けたことに対する請求です。具体的に言えば、居住・移転の自由や、自分の人格を発達させる権利利益、放射線での健康被害の危険から内心の静穏な感情を害されない利益、また避難元の本拠たる地域の土地建物やインフラ、人々の活動や交流が有機的に関連して形成されていた「地域コミュニティを変容されない権利」をも包含する、原告らの包括的生活利益としての平穏生活権の侵害が、慰謝料発生の根拠となります。

3 原告らは、本件事故の発生で、突然の避難指示により十分な準備もなく、それまで生活していた本拠を追われました。避難先では過酷な生活や軋轢に苦しみました。また多くの原告らが、子の健康被害への懸念から、多くは世帯分離、親子・夫婦分離を伴う母子避難に踏み切りました。避難により、もとの本拠地の地域コミュニティとは断絶し、そこにおける人々の交流や、地域から得られていたさまざまな利益の享受も諦めることとなりました。農業その他の生業を失った人、先祖代々守ってきた土地や農地を失った人、そして地域での交流や自然環境から受けていたさまざまな価値を失った人もいました。三世代同居で生活してきた人は、世帯分離により親子・孫との交流を失いました。希望を失い自死にいたる人もいました。また、子も親も、避難先でのいじめやいやがらせにあうことも少なくなく、避難先では身分を隠して生活せねばなりませんでした。避難生活中に肉体的に、また精神的に体調を崩した人は多数に上ります。原告らの皆が、「本件事故前の生活」を失い、さまざまな損害

を受け、その「包括的生活利益としての平穏生活権」を侵害されたのです。

4 ところで、本件事故前、我が国における放射性物質に関する規制は、炉規法や放射線障害防止法等により、空間実効放射線量年間1ミリシーベルトを超えないように定められていました。また、放射線障害防止法等の規定は、放射性物質を取り扱う施設や放射線発生装置を使用する施設において、放射性同位元素によって汚染されるものの表面の放射性同位元素の密度が、4万Bq/㎡を越える恐れのある場所を、「管理区域」と定め、立入制限や汚染物質の持出禁止等の諸規制を課していました。これらを含む放射性物質に関する諸規制は、いずれも、「公衆はどの程度の線量限度までであれば許容できるか」という視点に基づき形成された社会的合意であったと言えます。本件は放射性物質が被告東京電力により人為的にまき散らされたケースであり、かかる「受忍限度」的視点を取り入れる余地はありませんが、本件訴訟において、原告らの損害の程度や避難の合理性を考えるに当たっては、これらのラインが基本線として常に意識されなければなりません。

5 原告らが本件事故時に生活の本拠としていた地域は、避難指示がなされたか否かにかかわらず、いずれもこのラインの放射線数値を大きく上回る、かつてない放射能汚染に見舞われました。汚染に見舞われた地域においては、避難指示が解除されない地域は言うまでもなく、避難指示が解除されても、なお高い空間放射線数値、また土壌汚染数値が記録される中、インフラの整備や産業復興は遅々として進まず、また帰還する人々は少数で、子どもたちに至っては大多数が戻っていません。現地の実情は現地進行協議において裁判所にも共有して頂けたと考えます。また、広野町、南相馬市など、人口が一見回復したと見える地域も、その多くが原発廃炉作業従事者の流入によっています。コミュニティーの構成員の男女比や、年齢層の比率、世帯毎の構成員数など、原告らが事故前まで属していたコミュニティーは大きく変容してしまいました。除染も森林を中心に手つかずであり、森林に残存する放射性物質がいつどのように住宅地や農地に及んでくるかの懸念はつきません。

このような事情は、避難指示がなされていない地域においても変わりません。これらの地域にも、未だ高い空間放射線数値を記録する地点は存在し、除染土も未だに地域に置かれたままで、本当に安心して生活してゆける環境は整っていません。これについても、この訴訟において、原告らの元の生活の本拠地周辺の空間放射線数値、また土壌汚染の状態について、測定結果を報告してきたとおりです。

6 この点被告らは、原発事故に伴う避難指示を前提としない避難は。本件事故との因果関係がない（避難の合理性・相当性がない）などと主張します。たとえば原告8については、「子どもの教育目的」、原告19については「義父の介護疲れや田舎暮らしになじめなかった」などと、原告の避難は本件事故に絡めて実は別の理由によるものであったなどとして、本件事故との因果関係はないなどと主張しています。

しかし、そもそも原告8や19を含め、好きでそれまでの生活を捨てて避難に及んでいる原告など1人もいません。多くの原告らが、従来の生活を続けたいと希望しながらも、放射能による健康被害の危険を避けるため決断をせざるを得ず、世帯分離をし、母子避難をする等しているのです。原告8や19も、特に子らへの放射線による健康被害を避けるため、苦渋の選択の上避難したのです。母子避難に踏み切った原告らが皆、本件事故による放射能被害のない安全な地での生活を求めて避難したことは明らかです。

家族や親族等との意見の対立が生じ、世帯分離に至ってしまった原告もいます。本件事故が家族、親族、地域を分断してしまったのです。今触れた原告19も、原告19ー2が義母と意見が対立してしまいました。それを、被告東京電力は、義母が正しい認識を有し、原告19―2が一般人の認識と乖離した反応を示したから関係がこじれたなどと、あたかも原告19―2にその原因があるかの主張を言い放っています。

7 なお、被告東京電力の原告らに対するこうした個別の主張は、避難指示区域から避難した原告らに対するものも含め、大半が事実をねじ曲げたり、勝手な解釈や憶測を働かせてありもしない結論に到達させているようなものばかりで、いずれも本件事故で甚大な被害を受けている原告らの心を踏みにじり、本件事故の加害者としてあるまじき暴言であり、事後行為の悪質性として、慰謝料を増加させる根拠事実と言うことが出来ます。この点は敢えて本期日直前に原告第134準備書面として概要を主張したところです。

8 ところで、言うまでもなく、原告らは本訴において、本件原発事故によって生じた損害の賠償を請求しているのであって、避難指示によって生じた損害賠償を請求しているのではありません。原告らは、福島第一原発事故を起こした被

告らの責任を追及しているのであり、検討されるべきは本件原発事故と原告らの被害との因果関係であって、避難指示との因果関係ではありません。被告らは原告らの請求を、避難指示の有無の問題にすり替えてごまかそうとしていますが、避難指示の有無と避難の合理性とは関連するものではありません。そもそも避難指示の範囲は、福島市や郡山市など福島県内の人口の多い都市部に与える経済的影響も考慮して、政治的・政策的な判断に基づき設定されたもので、当然ながらこれに従えば健康被害の恐れがないというものでもありません。本件事故により放射性物質が大量に飛散する状況下で、避難指示の有無にかかわらず、福島県内の多くの人々が健康被害のリスクを回避するために避難行動に出ることは、通常一般人の合理的判断として通常予見しうることであり、被告ら加害者においても原子炉の過酷事故が起きれば、このように多数が避難行動に出る状況は、本件事故前に当然予測できたことでした。

すでに述べたとおり、我が国の放射線防護政策上、空間放射線量年間1ミリシーベルトが極めて重要な基準となっています。放射能汚染というかつてない被害により、低線量被爆の危険性も拭えない中、空間放射線量年間1ミリシーベルトを超える避難元住所地で生活しつづけた場合の将来の健康被害発生の恐れがぬぐえない以上、予防的な措置をとることが、予防原則の観点からも当然正当化されるといえます。以上を踏まえれば、客観的に年間1ミリシーベルトと同程度かこれを超える空間放射線量、また放射線障害防止法上の管理区域の基準を超えるような土壌汚染の状況の中で、原告らがリスクを回避するために避難行動に出て、かつ避難を継続することが、合理的かつ相当なものであることは当然です。

9 また、原告らの慰謝料額の算定は、原賠審が策定した中間指針の基準によるべきであり、裁判所も中間指針等を判断の規範とすべきとする被告らの主張も、理由がなく不当と言うべきです。そもそも中間指針等は、被告国の行政機関である原賠審が定めたものであり、多数被害者に早期の一応の救済をもたらすため、「控えめに損害およびその額を捉え、填補を行う」という観点から政策的に策定された、自主的解決支援のためのガイドラインに過ぎません。それゆえ、そこで定められた基準は、とりわけ避難指示区域外を中心にきわめて低額に止まっています。また、避難指示区域内の被害者への賠償基準も、避難指示の区域編成に沿って異なる賠償基準であったが故に、さまざまな格差と被害者間の対立構造をもたらしました。

この点、中間指針等を基礎として和解仲介業務を行う原子力損害賠償紛争解決センターのADRにおいても、慰謝料につき清算条項を定めずにさらなる請求を裁判においてなす余地を明確に認める運用をしておりました。中間指針は裁判所の判断を拘束する規定ではありません。、裁判所は原告らの被害の実態をつぶさに認めた上で、個別原告の損害実態に応じた丁寧な判断をしていただきたいと考えています。

10 さらに、本件事故により、不動産を滅失・毀損させられた原告らは、不動産の損害の賠償を求めています。原告らのうちこの賠償がなされたものはごくわずかであり、賠償を受けた場合も交換価値を基準とした算定によりなされたにとどまっています。不動産損害賠償を考えるに当たっては、本件事故により原告らの「本件事故前の生活」が根こそぎ奪われ、生活していたその土地建物を代替すべきものが避難先に存在しないことを考えれば、損害の算定においては不動産の経済的な交換価値を適用すべきではありません。原告らが有していた利用価値をも考慮した、再取得価格の算定がなされるべきです。なお、一部原告に払われている「住居確保損害」は、一部の被害者に対して、政策的に支給することが決められたものであり、現実に居住用不動産を購入しなければ支払われず、かつその支給金額も特殊な計算方法で支払われるものですので、本訴で原告らが求めている不動産損害の賠償とは性質が異なることは明らかです。

11 ところで、被告東京電力は、この裁判の終盤になってから、原告らに対しこれまで訴訟外で支払ってきた賠償金のすべてを原告らの請求額に充当すべきこと、また、同一世帯内での融通・充当が認められるべきであると主張するようになりました。

しかし、原告らが請求している精神的損害（慰謝料）と、被告東京電力が充当を主張する財産的損害とは、被害発生までの経緯は異なり、被侵害法益に同一性も認められません。そもそも原子力損害賠償法に基づきこれまで10年間行われてきた賠償手続きでは、損害項目ごとの請求書が用意され、原告らはこの書式に基づき、被告らに求められたとおりの手順で、損害を疎明し、損害項目ごとに合意し、段階的に紛争の解決がなされてきました。被告東京電力との間の合意ないし和解に基づき支払われた賠償金は、当該合

意書に記載された損害項目の範囲内の損害に対して支払われたものであり、ADRにおいても、和解書に記載されていない損害項目と期間の損害については、和解の範囲が及ばないものとされました。

つまり、訴外における被告東京電力の支払は、合意書で明示された特定の損害項目と期間にかかる損害の賠償であり、当該範囲に生じた損害について、被告東京電力と被害者らが双方協議し、合意が成立した場合、合意に基づく金額を被告東京電力は支払ってきたのです。

損害のうち特定の範囲を明示して、その損害項目について、双方で賠償額を協議して合意し、合意に基づき賠償金を支払うという方式を採用したのは、被告国と東京電力です。こうして合意を積み重ねて被害者と被告東京電力は、本件事故に係る紛争を個々に解決してきました。それにもかかわらず、本訴が提起されてから6年、事故後9年も経過した段階になって、突如被告東京電力は、これまで被害者と積み重ねてきた合意には何の意味もなく、各合意の対象範囲の損害についても紛争解決はしていないと主張するようになりました。そして、原告らと被告東京電力との間で合意が成立しなかったため、原告らが本訴で解決を求めている損害項目である慰謝料についても、これまで被告東京電力が合意に基づき財物損害への賠償として支払ってきた賠償金で十分賄われており、これ以上支払うべき金額はない、と言いだしているのです。

被告東京電力の既払いに関する事実関係と法律論の主張は、この訴訟の中でも何度も変遷しています。そのたびに、自らに都合のいい内容に改変され、現時点では全くの虚偽となっています。被告東京電力の主張が全く信用に値しないことは明らかです。

福島原発さいたま訴訟 公正な判決を求める署名
さいたま地方裁判所に8,920筆提出！

2014年3月にさいたま地方裁判所に提訴してからこれまで39回の期日を重ねた福島原発事故追及訴訟もいよいよ大詰め。2021年9月22日に開かれた第40回期日において結審となりました。。

この間、皆様からご協力をいただき、前日の9月21日までに集計させていただいた8,901筆に加え、当日いただいた19筆を加え、合計8,920筆を、原告、担当弁護士、福島原発さいたま訴訟を支援する会で、さいたま地方裁判所に提出し、公正な判決を求めてまいりました。

皆様のご協力に改めて御礼申し上げます。

裁判状況の説明と原告交流会
2021年12月11日

2014年4月に始まった福島原発さいたま訴訟は、本年9月22日の第40回口頭弁論期日をもって結審し裁判所による判決の言い渡しを待つこととなりました。（判決期日4月20日に決定）

7年半にわたり続いてきた原発事故の責任追及訴訟の大きな節目でもあることから、原告の皆様に裁判の経過や今後の進行などについて説明し、皆様からも、質問やご意見をいただき、原告・支援する会・訴訟担当弁護士が交流する機会としたいと、12月11日、説明・交流会を弁護団が主催して開催しました。

呼びかけから実施までの日程が短かったこともあり参加者が少なくなってしまいましたが、原告4名、弁護士5名、支援する会8名（他にON-Lineで原告1名、弁護士1名）が集まりました。

自己紹介の後、特にこの1～2年の経過について「東電の責任論については反論できたと思う」ということや原告証人尋問・現地検証の説明等が弁護団からありました。

被告東京電力が審理終了間際に、「三浦半島に避難したのは観光地が近くて平穏な生活をしている」とか、「騎西高校の避難は仲間がいっぱいいるから平穏な生活を送れた」など加害者として責任を負うべき立場を踏まえたとは到底思えない、各原告を愚弄するかのような主張を提出してきました。さらには、ADRでの支払いについて、不当請求があり過剰に支払った等の主張までする始末で、個々の原告

に対してここまで言った例は埼玉以外にはありません。東電の態度は、事故後10年を経て、事故直後の誠心誠意賠償を行うとした誓いからかけ離れたものとなっています。

このことについて、弁護団から説明があり、原告の皆さんからも東電に対して怒りや不安の声がありました。このような東電の態度は決して許されるものではありません。

審理はすでに終結されていますが、被告東京電力の不当な態度に対し「東電の原発事故加害責任を否定する悪質な応訴態度に抗議し信義則に反する「弁済の抗弁」主張の撤回を求める声明」を原発事故全国弁護団連絡会が提出しましたので、ご紹介します。

2021年（令和3年）9月23日（木曜日）東京

避難住民側 国の対策不作為「罪深い」

福島原発訴訟が結審

東京電力福島第一原発事故で福島県から埼玉県に避難している九十六人が、国と東電に損害賠償を求めた訴訟が二十二日、さいたま地裁（岡部純子裁判長）で結審した。判決期日は今後指定される。

原告は帰還困難区域に住んでいたり、自主避難したりした住民ら。住み慣れた土地での生活から引き離された精神的苦痛に対する慰謝料など、計十一億円の損害賠償を求めている。

原告側はこの日の意見陳述で、政府が二〇〇二年に公表した地震予測「長期評価」に基づいて津波を想定していれば、国は原発の安全性を損なう恐れを認識できたと指摘。「適切な津波対策を怠ってきた不作為は罪深い」と訴えた。

国は津波を予見できなかったと主張し、東電は十分な賠償を済ませたとしている。

裁判は事故から三年後の二〇一四年三月に起こされた。原告は三度の追加提訴をへて二十九世帯九十六人となった。弁護団によると、避難生活の中で亡くなったり、長期に及ぶ審理に疲れて訴訟を取り下げたりした人もいたという。

結審後の記者会見で、子ども二人と入間郡に避難している原告の女性（四〇）は「私たちがどれだけ苦労して、泣いて、挫折してきたか全く鑑みていない言い分だ」と国や東電を批判した。

全国の同様の集団訴訟では、十六件の一審判決全てが東電の責任を認めている。一方、国の責任については八件が認定、八件が否定と判断が割れている。高裁判決は三件のうち二件が国の責任を認めている。

（近藤統義）

2021年（令和3年）9月23日（木曜日）埼玉

原発事故

原告「一筋の光を」

埼玉訴訟が結審

東京電力福島第一原発事故で避難生活を余儀なくされ、福島から県内に避難してきた被災者29世帯96人が国と東電を相手取って、慰謝料など計11億円の損害賠償を求めた集団訴訟の第40回口頭弁論が22日、さいたま地裁（岡部純子裁判長）で開かれた。原告側は国や東電の責任論や損害論などに関する意見陳述をし結審した。判決日は後日指定。

原告側代理人は、政府が2002年に公表した地震予測の「長期評価」に基づき「国は想定される津波で原子炉施設の安全性を損なう恐れがあることを認識でき、東電に対して規制権限を発動していれば結果は回避できた」と最終意見陳述。国と東電側は「長期評価」の科学的なデータが少ないとして「10㍍を超える津波が来る可能性は予見できなかった」とした。

埼玉訴訟は2014～16年に計4回提訴され、原告弁護団は134本の準備書面や9千に迫る市民の署名を裁判所に提出した。東電には適切な地震対策を行わなかった過失があり、国については対策を取るように命令していれば結果が回避できたなどとして原発事故の責任を追及。避難を強いられ精神的苦痛を受けたとして、1人当たり1100万円の賠償を求めている。

結審後に記者会見した弁護団は、原告側が福島を出たのは原発事故が原因ではなく、各自の個別な事情だと主張する東電側の姿勢を問題視。子ども2人と福島県いわき市から自主避難した原告の河井加緒理さん(39)は「何度か東電の人が〝平穏な生活〟という言葉を使っていたが、何を言っているのか。いい判決が出ることで一筋に光になり、私たちが進む一歩になってくれたらと思う」と訴えた。

福島原発事故訴訟が結審し、会見する原告弁護団＝22日午後4時30分ごろ、さいたま市浦和区岸町の埼玉総合法律事務所

2021年（令和3年）9月23日（木）毎日

原発事故で避難
賠償訴訟が結審
地裁

東京電力福島第1原発事故で福島県から埼玉県などに避難した96人が国と東電に損害賠償を求めた訴訟が22日、さいたま地裁（岡部純子裁判長）で結審した。判決の期日は追って指定される。

原告は帰還困難区域内に住んでいた17世帯51人と自主避難した12世帯45人。避難生活を強いられ精神的苦痛を受けたとして、1人1100万円の慰謝料など総額11億円の損害賠償を求めている。

結審後の記者会見で、子ども2人と福島県いわき市から自主避難した原告の河井加緒理さん(39)は「東電や国は、私たちがどれだけ苦労してきたかを考えていない」と語った。

東電の「弁済の抗弁」主張に抗議する全弁連声明

東電の原発事故加害責任を否定する
悪質な応訴態度に抗議し信義則に反する
「弁済の抗弁」主張の撤回を求める声明

2021年10月24日

原発事故全国弁護団連絡会
代表世話人　弁護士　米倉　勉
連絡先　東京都渋谷区桜丘町4-23渋谷桜丘ビル8階
渋谷共同法律事務所　TEL　03-3463-4351
（米倉勉）　FAX　03-3496-4345

１全国各地の福島原発事故賠償訴訟の現状

2011年3月11日の東日本大震災を契機に発生した福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」）は未曽有の深刻な放射能汚染被害をもたらしました。

原発事故から1年3ヶ月経過後の2012年6月には故郷を追われた避難者の人数は約16万4000人（福島県の把握数）に達しました。原発事故から10年余が経過した現在でも、5万3000人という多くの人々が避難先での生活を余儀なくされたまま、故郷に戻ることができずにいます。

そのため、被害者約1万3000人が全国各地の裁判所で合計約30事件の集団訴訟の原告となり、原発事故全国弁護団連絡会に結集する私たち弁護団とともに、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電」）と国を被告にして、福島原発事故賠償訴訟を提起して闘っています。

他方、被告の東電と国は、これまで言い渡された判決に対しては悉く控訴、上告して、加害者責任を争う姿勢を取り続けています。

すでに集団訴訟4事件が最高裁判所に係属しており、遠からず上告審としての判断が示されることになります。

２原発事故の加害責任を否定する東電の応訴態度の悪質性

全国各地の裁判所でこれまで言渡された福島原発事故賠償訴訟判決（地裁判決18件、高裁判決6件）により、被告東電の加害責任がことごとく断罪されています。ところが、いわき避難者訴訟控訴審仙台高裁判決（2020年3月12日）と、津島訴訟福島地裁郡山支部判決（2021年7月30日）の各判決後になされた原告らとの交渉の席で、東電は原告らの謝罪要求に対して、加害責任を否定し、謝罪を拒否しました。

敗訴判決を受けた加害企業の本来取るべき応訴態度からすれば、東電の態度は極めて悪質であり、到底許されません。

３東電の「弁済の抗弁」主張の重大な問題点

（１）中間指針基準による賠償金が「払い過ぎ」だと主張する「弁済の抗弁」

さらに東電は、原発事故から10年も経った一昨年秋頃から、全国各地の訴訟で一斉に「弁済の抗弁」という主張を持ち出し、現在もこの主張を大々的に展開しています。

東電の主張する「弁済の抗弁」とは、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会において原発事故による損害賠償の指針として策定された「中間指針」により東電が支払った賠償金が、原発事故の相当因果関係の範囲を上回り「払い過ぎ」になっているとして、これまで直接交渉やADR手続きで支払ってきた賠償金の全額が、財産的損害に対するものも含めて、既払金として弁済に充当され得るものだとする主張です。

（２）訴訟引き延ばしと賠償の回避を図る「弁済の抗弁」

仮に、「弁済の抗弁」の主張が裁判所で認められた場合

には、「慰謝料」の請求をしている原告らは、慰謝料の立証だけでなく、さらに、東電から既に支払われた賠償金（例えば避難費用や不動産に対する賠償金）の「全部」に関して、その存否や金額について、改めて主張立証を行う必要が生じます。そのような膨大な主張立証は、現実的に不可能に近く、またただでさえ長期化している訴訟がさらに引き延ばされて長期化し、迅速な被害者救済が困難になります。

（3）原告らを二重三重に苦しめる「弁済の抗弁」

さらに、東電の代理人は、各地の訴訟で「弁済の抗弁」に関する不当な主張や意見陳述を行って、原告らを二重三重に苦しめています。

一例を挙げれば、さいたま地裁の本年9月22日の裁判において、東電代理人は事実に反することを述べ立てて、原告らの気持ちを酷く傷つけるような意見陳述をしました。

まず、本件事故当時に避難指示区域に居住していた原告らについて、「財産的賠償も十二分になされ、むしろ明らかな過払いも認められる上、不正請求と疑われる事案もある」と述べました。その例として、「自宅を津波で流されてしまったにもかかわらず、直接請求手続において、住民票の記載をもとに本件事故により避難を余儀なくされたとの請求をし、避難に係る精神的損害や財産的損害を被ったとして賠償金を受領した者がいます。」として、津波被害も受けていたというだけの理由で原発事故の被害者ではないと決めつけて、原告らの正当な請求を「不正請求」呼ばわりして、公然と原告個人の名誉を傷つけました。

さらに、「大半の者は本件事故後数か月の間に避難所ではなく通常のアパート・マンション等と変わりない住宅に入り、従前の住宅と変わらないレベルの住居を確保するほか、多くの者がその後数年内に自宅を購入していて、中間指針等で想定されるような85か月もの間、過酷な避難生活を余儀なくされた者はありません。」などと、深刻な原発事故被害の実態を無視するようなことを平然と述べました。

東電は、原発事故被害を発生させた電力事業者としての加害責任について一片の反省をすることもなく、「弁済の抗弁」の名の下に、原発事故による深刻な被害に苦しむ原告らに追い打ちをかけるような誹謗中傷を、公然と法廷で行っているのです。このような東電の応訴態度は断じて許されません。

（4）全ての原発事故被害者の問題である「弁済の抗弁」

以上のとおり、東電は、多くの被害者は中間指針の想定を下回る精神的苦痛しか受けていないと主張しています。このような主張からすると、今後は、中間指針に基づき支払った賠償金は払い過ぎだとして、その返還を求めてくることすら想定されます。そうなると、東電の「弁済の抗弁」の問題は、訴訟を闘っている原告らだけの問題でなく、すべての原発事故被害者に共通の問題になります。

このように、東電の「弁済の抗弁」主張が不当極まりないものであることは明らかです。

4　「弁済の抗弁」主張を排斥した地裁・高裁判決

東電の「弁済の抗弁」主張がなされるようになってから、地裁・高裁ですでに何件かの判決が言渡されました。その中で、①2021年6月2日の新潟訴訟新潟地裁判決、②同年7月30日の津島訴訟福島地裁郡山支部判決、③同年9月29日の愛媛訴訟控訴審高松高裁判決では、いずれの判決も被告東電の「弁済の抗弁」の主張を明確に排斥しました。

とりわけ、高裁レベルで被告東電の「弁済の抗弁」主張が許されないとする判決が言渡されたことは極めて重要です。

高松高裁判決の「弁済の抗弁」についての判断の概要は以下のとおりです。

（1）中間指針等の定める賠償基準額が控えめな金額にとどまっているので、本件事故と相当因果関係のある損害額（慰謝料額）を定める場合に、判決認容額が中間指針等における基準賠償額より高額になることは当然の結果であり、被告東電が自ら賠償した金額を超える損害は発生していない旨の主張は否定される。

（2）それぞれの損害費目の支払いにおいては、原告らと被告東電との間で、精神的損害に関する賠償額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が、明示ないし黙示的に成立しているから、被告東電による賠償金の総額をもって、本件慰謝料請求に対する「弁済の抗弁」とすることは、和解契約の趣旨に反するため許されない。

（3）原告らとしては、被告東電が上記のような主張はしないものと信頼していたところ、その主張が容れられる可能性があれば、原告らの財産的損害の内容及び金額全部について主張立証せざるを得なくなり、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するという原陪法に基づく中間指針の策定趣旨にも著しく反する結果になるので、被告東電の

主張は、信義則に反するものであり許されない。
このように、東電の「弁済の抗弁」主張を排斥した下級審としての司法の判断が固まった以上、もはや「弁済の抗弁」の主張は到底許されません。

5　東電に対する要求

東電は、原陪法3条により、原発事故の加害者として全ての被害者を迅速に救済すべき加害責任があります。

しかし、東電は、加害責任を否定し続けるばかりか、自ら策定した「三つの誓い」(①最後の一人まで賠償貫徹、②迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、③和解仲介案の尊重)を守らないまま、これを反故にしてしまいました。集団申立のADR手続きでは和解案の受入れを全面的に拒絶したためにADRの機能不全をもたらしました。

そして、東電は原発事故発生から10年余を経た現時点に至って、訴訟手続きにおいて「弁済の抗弁」を主張して訴訟引き延ばしを狙い、責任逃れの言辞を重ねて、被害者をさらに苦しめるが如き応訴態度を取り続けています。

被害者の尊厳を著しく傷つけ、司法による権利救済を大幅に遅滞させる東電による「弁済の抗弁」は、加害者の態度としてはあるまじきものであり、絶対に許されません。

東電は、これまでの損害賠償を命じた司法判断を真摯に受けとめ、かように不当な抗弁を撤回して、なによりも加害者責任を認めて、全ての被害者の救済を速やかに図るべきです。

なお、私たち弁護団は、各地の裁判所に対し、東電のかかる不当な主張・立証を採用しないという毅然とした訴訟指揮により、早期に被害の司法的救済を迅速に実現するよう強く求めていきます。

以上のとおり、最高裁・各高裁・各地裁で東電原発公害被害者の権利救済のために闘っている私たち弁護団は、東電の悪質な応訴態度に対して厳重に抗議し、東電に対して「弁済の抗弁」主張を撤回することを求めます。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人（50音順、2020/5/31現在）

梓澤　和幸	弁護士、NPJ代表
安藤　聡彦	埼玉大学教授
石川　逸子	詩人、作家
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表
礒野　弥生	東京経済大学現代法学部教授
井戸川克隆	前双葉町長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長
菊一　敦子	環境・消費者運動
久野　勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授
小島　　力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人
後藤　正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長
小林　　実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
篠永　宣孝	大東文化大学教授
菅井　益郎	国学院大学教授
須永　和博	獨協大学外国語学部
高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
田中　　司	立教小学校元校長
暉峻　淑子	埼玉大学名誉教授
三浦　　衛	図書出版・春風社代表
水島　宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
山田　昭次	立教大学名誉教授（日本近代史）
渡邉　　泉	東京農工大学准教授

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です（口座番号：00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援）

ご住所、お名前、連絡先（email or お電話番号）を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。
☞ 銀行名：ゆうちょ銀行／金融機関コード：9900／店名：〇一九店（ゼロイチキュウテン）／店番：019／預金種目：当座／口座番号：0550500

福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称「福彩支援」）　▶ ウェブサイト：http://fukusaishien.com/
＊ 吉廣慶子（みさと法律事務所）
341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
＊ 北浦恵美　Email：apply@fukusaishien.com　tel：04-2943-7578　fax：04-2943-7582